

会津若松市自治基本条例 逐条解説



平成 28 年 8 月
会津若松市

はじめに	1
条例の構成	3
前文	4
第1章 総則	
第1条 目的	5
第2条 条例の位置付け	5
第3条 定義	6
第2章 まちづくりの主体としての役割及び責務	
第4条 市民の役割及び責務	8
第5条 議会及び議員の役割及び責務	8
第6条 市長等の役割及び責務	9
第7条 市職員の役割及び責務	10
第3章 情報共有によるまちづくり	
第8条 情報の提供及び共有	11
第9条 情報公開	12
第10条 個人情報保護	12
第4章 参画及び協働によるまちづくり	
第11条 参画	13
第12条 コミュニティ及び協働	14
第13条 市民意見の公募	17
第14条 市民の意見等への対応	18
第15条 審議会等への参画	19
第5章 市政運営	
第16条 総合計画	20
第17条 行政評価	21
第18条 財政運営	22
第19条 危機管理	23
第6章 国、他の自治体等との連携及び協力	
第20条 国、他の自治体等との連携及び協力	24
第7章 条例の検証	
第21条 条例の検証	25

会津若松市自治基本条例の概要

1. 自治基本条例とは

自分達のまちのみんなの課題（公共的課題）を、市民や議会・議員、行政といった「まちづくりの主体」が自らの意思と責任のもと一緒になって解決していく（自治）ための基本となる「理念」や「原則」、「主体それぞれの役割や責務」、「まちづくりの制度や仕組み」などを定めたものです。

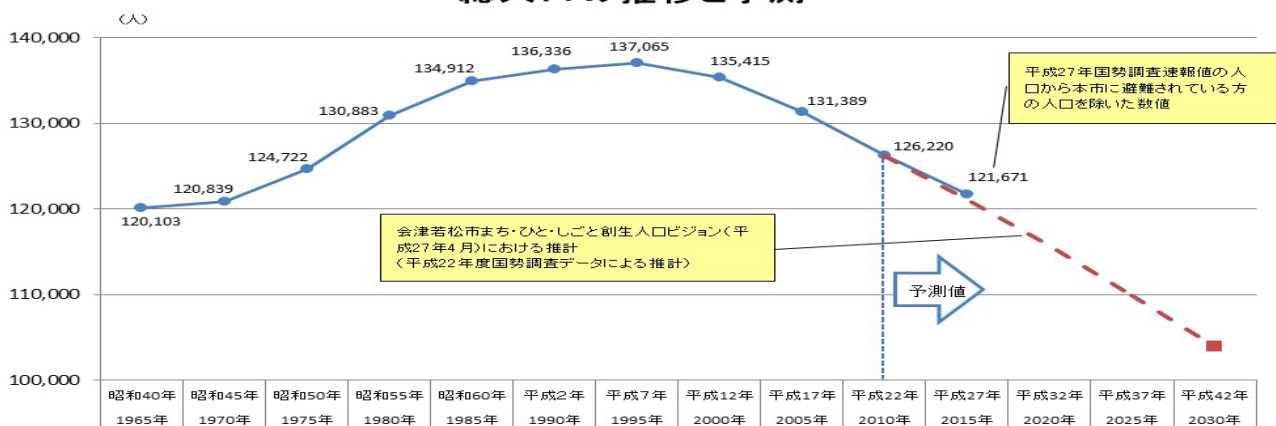
2. 自治基本条例の必要性・背景

- 地方分権の進展に伴い、地方自治体には地域の実情に合った自治体運営や、自己決定・自己責任により公共的な課題の解決を図っていく自主自立のまちづくりが求められています。
- 全国的な状況と同様に、本市においても少子高齢化・人口減少が進行しています。こうした状況は、地域の担い手不足による地域コミュニティの希薄化・地域力の低下や、市民ニーズ・行政需要の高度化・複雑化につながっており、税収の減少による持続的な行政サービスへの影響等が懸念されます。
- 東日本大震災を踏まえ、市民互助や社会連帯を促していく重要性があらためて認識されているところです。

以上のような本市を取り巻く情勢等への対応として、自治基本条例をまちづくりの基本ルール・拠り所として、まちづくりの方向性を共有しながら、参画や協働の意識を高め、「まちづくりの主体」それぞれが役割を担いながらまちづくりに臨んでいくことで、本市の持続可能性を高めていくことが必要です。

また、全国的に地方創生が叫ばれる中、本市では平成27年4月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略及び人口ビジョン」を策定し、本市の人口予測を示しながら（下図参照）、課題認識や具体的な取組を明らかにしたところであり、自治基本条例に基づき、「まちづくりの各主体」が協働によりその対応に臨んでいく視点も重要になります。

総人口の推移と予測



- 平成22年度までの人口は、国勢調査人口
- 平成17年以前の人口は、旧北会津村及び旧河東町の合計値
- 平成27年度人口は、国勢調査(速報値)における人口から本市への避難者の人口を減じている。
- ※ 避難者人口については、13市町村の人数は、原発避難者特例法に基づき県から通知のあった人数【H27.10.1時点】
- ※ 県内(13市町村以外)と県外の人数は、総務省全国避難者情報システムに基づき、本市(又は避難先市町村)に届出のあった人数

3. 自治基本条例制定による効果

条例制定により私たちの生活がすぐが変わったり、個人の権利などに何ら影響を及ぼすものではありません。

また、規定されている事項を強制するものでもありませんが、以下のような効果を期待するものです。

- 「まちづくりの主体」間における共通認識が図られます。
- 参画や協働の制度や仕組みを明確にし活用することで、市民の声をより一層市政に反映させることにつながります。
- 市民の条例への理解が浸透していくことで、自治意識の高揚やまちづくりへの参画や協働による取組が促されます。
- 総合計画をはじめとした市政運営上の様々な制度や仕組みを明確に位置付けることで、まちづくりの主体が変わっても変わらない確固たる市政運営の手法が担保されます。

4. 条例制定までの経過

(1) まちづくりフォーラムの開催（平成 23 年度～）

学識経験者や先進自治体職員の招聘により、広く市民へ自治によるまちづくり意識の啓発を図るフォーラムを開催しました。

(2) まちづくり市民学習会の開催（平成 25 年度）

市政運営の様々な制度や仕組み等について学びながら、地域課題を解決するためのルールのあるあり方を考える市民学習会を 10 回にわたり開催しました。

(3) まちづくり市民会議の開催（平成 26 年度～）

公募市民や学識経験者（(公財) 地方自治総合研究所長 辻山幸宣氏）などの 43 名（平成 28 年 3 月現在）により「まちづくり市民会議」を設置し、市民主体の運営により、自治によるまちづくりを進めていくためのルールである自治基本条例の必要性やあり方、その具体的内容について 35 回にわたり議論を重ねました。

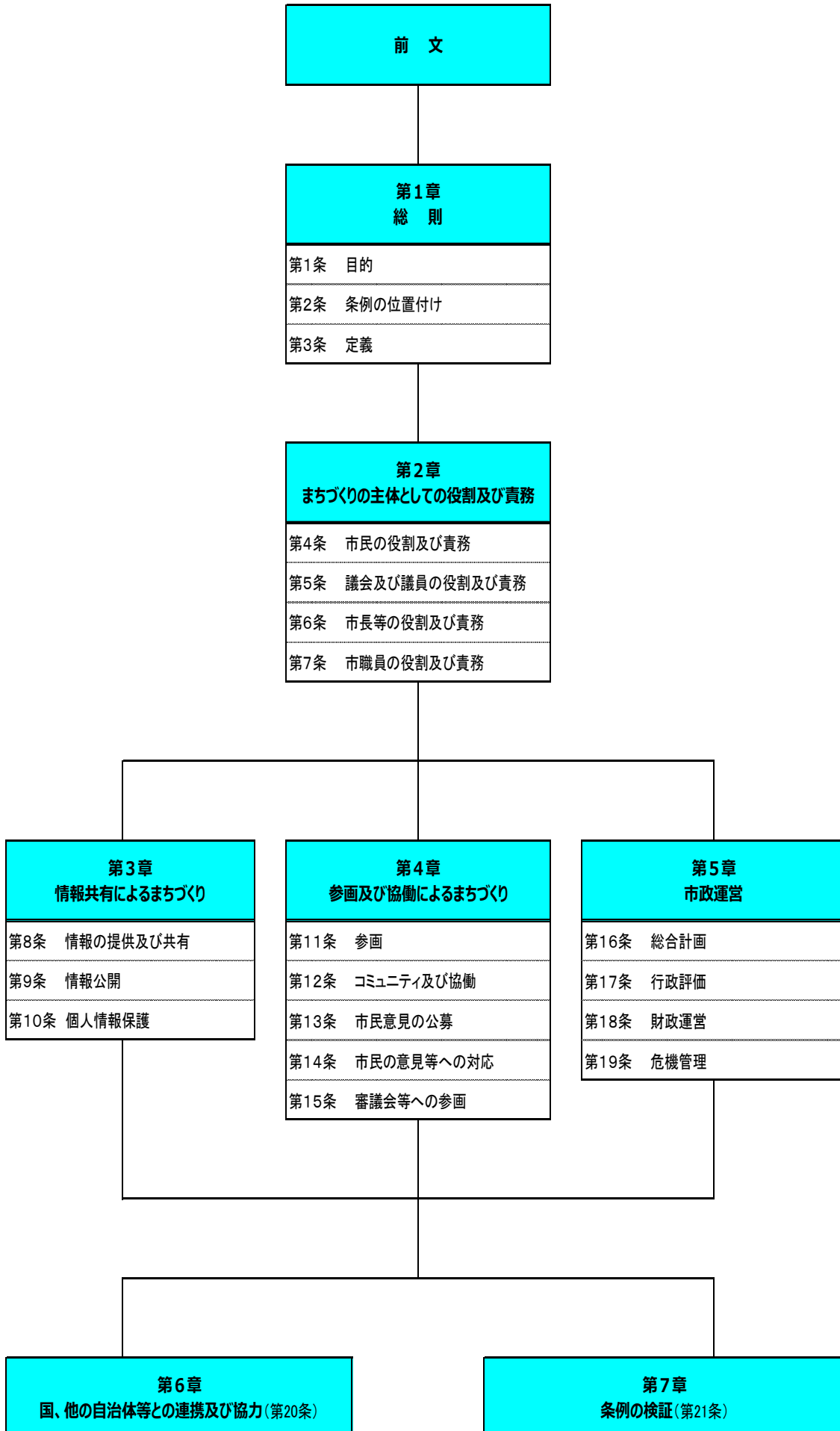
また、市民や議会の意見も伺いながら、最終的には市民会議としての議論の結果を「自治基本条例素案」として取りまとめ、平成 28 年 3 月に市長へ提出・提案されました。

(4) 行政における検討・議会への条例案提出（平成 27 年度～）

まちづくり市民会議より提出された「条例素案」を踏まえ行政において検討を行い、さらにはパブリック・コメントでの意見を踏まえた上で「条例案」として取りまとめました。

この条例案について、平成 28 年 6 月市議会定例会へ提出し、同議会において賛成多数により可決され、平成 28 年 6 月 29 日に公布・施行しました。

会津若松市自治基本条例の構成



会津若松市は会津盆地の東南部に位置し、周囲には広大な山々や猪苗代湖が隣接しており、四季折々の表情豊かな自然にあふれています。また、鶴ヶ城を有する城下町として長きにわたり豊かな伝統や文化が脈々と受け継がれ、「ならぬことはならぬ」という言葉に代表される什の掟や會津藩校日新館の道德教育による人材育成によって培われた會津人の心が今も息づいているまちです。

私たちは先人達が汗を流し築いてきた歴史を誇りに思い、會津人としての自律心を胸に、子どもから高齢者まで誰もが幸せに暮らしていけるまちを築き、次の会津若松市を担う世代へと引き継いでいかなければなりません。

そのために、私たち市民や議会、市長等が市政運営に関する情報を共有しながら、まちづくりへの主体的な参画や協働により公共的な課題の解決を図っていくことや、年齢や性別、障がいの有無等の互いの違いを認め合い多様性を尊重すること、ともにまちづくりを担う人材の育成に努めること、地域の歴史や文化、自然といった大切な資源を守り、伝え、生かしていくことといった考え方を基本としながら、私たち自身がまちづくりの主役であることを自覚し、まちづくりへの意欲をもって一人ひとりが他を思いやり、支え合うことで人と人とのつながりを大切にする、いきいきとしたまちづくりを進めていくことが必要です。

そうした考えのもと、私たちは自らの意思で自治による自主自立のまちをつくることをここに決意して、自治の基本となるこの条例を制定します。

【趣旨】

前文とは、条例制定の趣旨や目的、背景、基本原則などを述べた文章で、条例制定の理念を強調して宣明する必要がある場合に置かれるものです。

本条例の前文では、条例案の策定に参画した市民の方々の思いを受け、連綿と続いてきた本市の歩みを踏まえながら、条例全体の根底となる自治の基本的な理念や原則、本市のあるべき姿、理想像を明らかにしています。

【解説】

◇第1段落

自然、歴史、伝統、文化や會津人の人材育成といった脈々と受け継がれ築かれてきた本市の特性について述べています。

◇第2段落

先人達が築いてきた「会津若松市」を継承し、守り育て、しっかりと次代に引き継いでいく必要性について述べています。

◇第3段落

まちづくりの基本原則（情報共有、参画、協働、多様性尊重、人材育成、地域資源の継承・活用）のもと、各主体が主体性を持ってまちづくりに臨んでいく必要性について述べています。

◇第4段落

まちづくりの主体が自治により自己決定・自己責任の自主自立のまちをつくっていく決意について宣明しています。

(目的)

第1条 この条例は、会津若松市における自治の基本的な理念及び仕組みを定め、市民、議会及び市長等の果たすべき役割を明らかにするとともに、まちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、自治の確立を図り、もって自主自立のまちを実現することを目的とする。

【趣旨】

本条は、本条例の制定目的を定めるものです。

【解説】

「自治」とは、日本国憲法（※）における「地方自治の本旨」を構成する「団体自治」（地方自治が国から独立した団体に委ねられ、団体自らの意思と責任のもとでなされるという自由主義的・地方分権的要素）と「住民自治」（地方自治が住民の意思に基づいて行われるという民主主義的要素）の2つの要素を指しています。

「まちづくり」という文言については、様々な受け止め方や認識があるものと考えことから、本条例において一義的な定義をしていますが、条例に掲げた理念等を踏まえて、「自治」の考えのもと、公共的な課題の解決に向け、市民や議会、行政（市長等・市職員）といった各主体がそれぞれの役割や責務を有しながら、主体的な参画や協働により取り組んでいく活動全般を指す広い概念として捉え用いています。

本条例で定める主な内容は、自治の基本的な理念・仕組み、市民や議会・議員、行政の果たすべき役割を柱としています。これらを定め、条例制定により期待される効果である「自治の確立」を図ることで、前文で述べた最終的な目的である「自主自立のまち」を実現するという目的を掲げています。

※日本国憲法（抄）

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、会津若松市における自治の基本を定めるものであり、市民、議会及び市長等は、この条例の趣旨を尊重するものとする。

【趣旨】

本条は、本条例の位置付けを明らかにするとともに、各主体が本条例の趣旨を尊重すべき旨を定めるものです。

【解説】

本条例は、市の条例体系の中では他の条例と同様の条例であり、自治による自主自立のまちの実現に向け、各主体がまちづくりへの意識を高めながら方向性を一にするための「基本」と位置付け、共通認識を持ちながら尊重すべきものとしています。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市 基礎自治体としての会津若松市をいう。
- (2) 市民 市の区域内に住所を有する者をいう。
- (3) 市民等 市民及び市の区域内において働き、学び、又は活動する個人又は団体をいう。
- (4) 市長等 市長、水道事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (5) 参画 市の政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階における意思形成に関わること並びに様々な公共的な活動に関わることをいう。

【趣旨】

本条は、本条例中で規定する重要な用語について、その意義を明確にし、解釈に疑義が生じないように定めるものです。

【解説】

◇第1号

議会や執行機関(※)からなる基礎自治体としての会津若松市を「市」と定義しています。

※地方自治法(抄)

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

◇第2号

地方自治法(※)で規定する「住民」と同じ定義であり、自然人のほか法人を含め「市民」として定義しています。

※地方自治法(抄)

第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

◇第3号

本市のまちづくりに関しては多様な人々が関わっていることを踏まえ、第2号で定めた「市民」のほか、他の市町村から本市に通勤や通学をしている人や、本市内で活動している個人や団体を含め「市民等」と定義しています。

◇第4号

市長、水道事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会から成る市の執行機関を総称して「市長等」と定義しています。

【参考】

□地方自治法（抄）

第 138 条の 4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

第 180 条の 5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

- (1) 教育委員会
- (2) 選挙管理委員会
- (3) 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
- (4) 監査委員

2 (略)

3 第 1 項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

- (1) 農業委員会
- (2) 固定資産評価審査委員会

□地方公営企業法（抄）

(管理者の設置)

第 7 条 地方公営企業を経営する地方公共団体に、地方公営企業の業務を執行させるため、第 2 条第 1 項の事業（水道事業（簡易水道事業を除く）等）ごとに管理者を置く。(略)

◇第 5 号

市の政策に係る意思形成や様々な公共的な活動への関わりについて、本条例により、「参加」に留まらない一歩進んだ関わりのあるあり方として、企画や立案といった初期段階からの主体的な関わりである「参画」について定義しています。

第2章 まちづくりの主体としての役割及び責務

(市民の役割及び責務)

第4条 市民は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定める権利及び義務を有するほか、市政に関する情報について、公開及び提供を求めることができる。

2 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、権利の行使に責任をもってまちづくりに参画するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、まちづくりの主体としての市民が有している役割と責務を明らかにするため定めるものです。

【解説】

◇第1項

本項は、地方自治法において定める選挙権や直接請求権といった権利や行政サービスの提供に係る負担分任の義務についてあらためて定めるほか、まちづくりを進めていく上で、まちづくりの主体間における情報共有が不可欠であることに鑑み、議会や市長等の有する情報について、市情報公開条例や市個人情報保護条例を踏まえながら、公開や提供を求めることができることについて定めています。

◇第2項

本項は、市民がまちづくりの主体であることを明確にし、第1項で定めた権利の行使にあたり責任を持つことを定めています。

(議会及び議員の役割及び責務)

第5条 議会及び議員の役割及び責務に関し必要な事項は、会津若松市議会基本条例（平成20年会津若松市条例第19号）に定めるところによる。

【趣旨】

本条は、まちづくりの主体としての議会及び議員の役割と責務について、市議会基本条例の規定によることを定めるものです。

【解説】

地方分権の進展のもと、まちづくりの主体としての一翼を担う市民の代表である「議員」とその合議体であり市民の代表機関である「議会」の果たす役割は重要です。

本市では、自治に基づく議会運営の基本原則を定めた市議会基本条例が平成20年に施行されており、議会及び議員は、二元代表制のもと市長と相互の抑制と均衡を図りながら、同条例で規定した活動原則に基づき活動すること、説明責任を果たしながら市政の重要事項についての意思決定を行うこと、政策の積極的な立案や提案、提言を行うといった役割を担うこととしています。

(市長等の役割及び責務)

第6条 市長は、市民の信託を受けた執行機関として、地方自治法に定める権限を公正かつ誠実に執行するものとする。

2 市長は、市民の代表として、広く市民の意見を聴き、及び市民の実情を把握するとともに、自らの発言及び行動に責任を持って市政運営に当たるものとする。

3 市長等は、地方自治法その他の法令に定める自らの権限の執行について、市民及び議会への説明責任を果たすものとする。

【趣旨】

本条は、まちづくりの主体としての市長等が有している役割と責務を明らかにするため定めるものです。

【解説】

◇第1項

本項は、市の執行機関である市長が、地方自治法において定める議会への議案の提出や予算の調製及び執行、地方税の賦課徴収等の権限を執行することについて定めています。

【参考】地方自治法で定める市長の主な権限

第148条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。

第149条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

- 1 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。
- 2 予算を調製し、及びこれを執行すること。
- 3 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。
- 4 決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。
- 5 会計を監督すること。
- 6 財産を取得し、管理し、及び処分すること。
- 7 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。
- 8 証書及び公文書類を保管すること。
- 9 前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。

◇第2項

本項は、市民から直接選挙によって選ばれた市の代表である市長が、広く市民の声を聴きその実情を把握した上で、責任を持って市政運営に臨む責務を定めています。

◇第3項

本項は、市長、水道事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会から成る市の執行機関が、地方自治法や地方公営企業法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律などの法令に規定する権限に属する事務の執行について、市民や議会に説明責任を果たすことを定めています。

(市職員の役割及び責務)

第7条 市職員は、市民の生活の向上のため、法令を遵守し、及び使命感を持って、公平及び公正に職務を遂行するものとする。

2 市職員は、多様化する地域課題の解決のため、不断の自己研鑽に努めるものとする。

3 市職員は、組織横断的な視点に立って職務を遂行するものとする。

【趣旨】

本条は、まちづくりの主体としての市職員が有している役割と責務を明らかにするため定めるものです。

【解説】

◇第1項

本項は、市職員が全体の奉仕者として、地方公務員法（※）の規定に基づき、法令を遵守し職務を遂行することについて定めています。

※地方公務員法（抄）

（サービスの根本基準）

第30条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）

第32条 職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

◇第2項

社会経済情勢の変化が著しい状況下において、多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応するため、市職員は専門的な知識・技能の習得や政策形成能力、コミュニケーション能力、調整能力、情報収集能力等の広範な能力を高めていく必要があります。

本項は、市職員がそうした能力を、自らが課題意識を持って、各種研修のほか、様々な機を捉えた学びを通じ高めていくことを定めています。

◇第3項

本項は、行政需要の多様化・高度化への対応として、行政組織単位による縦割りでの対応ではなく、庁内における緊密な連携・協力のもと対応にあたっていくことについて定めています。

※地方自治法（抄）

第138条の3 普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によつて、系統的にこれを構成しなければならない。

2 普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。

(情報の提供及び共有)

第8条 議会及び市長等は、それぞれ保有する市政に関する情報の提供により、市民との情報共有に努めるものとする。

2 議会及び市長等は、前項の情報の提供に当たって、適時、適切で分かりやすい内容となるよう努めるとともに、提供の手法について不断の改善に努めるものとする。

3 市民は、市政に関する情報の積極的な把握に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市民の市政参画を推進し、市政に関する市民の理解と信頼を深め、開かれた市政が実現されるよう、議会及び市長等が保有する市政に関する情報の提供と、各主体間における情報の共有の必要性について定めるものです。

【解説】

◇第1項

市民を中心に据えた自治による自主自立のまちづくりを進めていく上では、議会や市長等が保有する市政に関する情報を各主体間で共有することが不可欠です。

そのため、第10条で定める個人情報の保護に留意しながら、議会や市長等が保有する市政に関する情報を積極的に提供していくことについて定めています。

◇第2項

議会や市長等は「市政だより」や「市ホームページ」、「あいづわかまつ広報議会」等の多様な情報媒体を通じて市政に関する様々な情報を提供していますが、一方的な情報提供ではなく、市民がまちづくりを実践するために必要な情報を適時に分かり易く効果的に提供するとともに、社会情勢を踏まえ、より情報を入手し易い提供手法を柔軟に用いることについて定めています。

◇第3項

本項は、まちづくりを効果的・効率的に進めていくために、参画の前提として、市民に市政へ関心を持っていただいた上で、市政に関する情報の能動的な把握について定めています。

(情報公開)

第9条 議会及び市長等は、市政に関する情報の公開を保障するため、会津若松市情報公開条例（平成15年会津若松市条例第1号）で定めるところにより、必要な措置を講じるものとする。

【趣旨】

本条は、市民の市政参画を推進し、市政に関する市民の理解と信頼を深めるとともに、開かれた市政が実現されるよう、議会及び市長等が保有する情報の公開について定めるものです。

【解説】

第8条と同様に、市民の市政への関心を高め、参画を促していくためには、議会や市長等が保有する市政に関する情報を各主体間で共有することが不可欠です。

本条は、対象を公文書とし、第10条で定める個人情報の保護に留意しながら、市民の知る権利を保障するものであり、その開示に関し必要な事項を定めた市情報公開条例に詳細を委ねることを定めています。

(個人情報保護)

第10条 議会及び市長等は、個人に関する情報の収集、管理及び利用について、会津若松市個人情報保護条例（平成15年会津若松市条例第2号）で定めるところにより、必要な措置を講じるものとする。

【趣旨】

本条は、前2条で定める情報提供・公開に当たり、個人情報を適切に保護することについて定めるものです。

【解説】

市民や議会・議員、市長等といったまちづくりの主体が、共通認識のもとまちづくりを進めていくためには、市政運営に関する情報を共有することが不可欠です。

一方で、議会や市長等が保有する情報の中には個人情報が含まれるものが多くあることから、個人の権利利益が侵害されることがないように、その取り扱いには十分留意することが必要です。

本条は、そうした個人情報の収集や管理、利用に係る詳細について、市個人情報保護条例に委ねることを定めています。

(参画)

- 第11条 市民は、自発的かつ主体的なまちづくりへの参画に努めるものとする。**
- 2 議会及び市長等は、市民がまちづくりに参画する意識の高揚及び参画する機会の創出に努めるものとする。**
- 3 市民等、議会及び市長等は、会津若松市男女共同参画推進条例（平成15年会津若松市条例第29号）で定めるところにより、男女平等の意識づくりに努めるとともに、男女共同参画社会の形成を推進するものとする。**

【趣旨】

本条は、まちづくりへの参画のあり方や、議会や市長等の関わり、男女共同参画の推進について定めるものです。

【解説】

◇第1項

本項は、第3条で定める参画の定義である「市の政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階における意思形成に関わること並びに様々な公共的な活動に関わること」について、市民が自発的・主体的に臨んでいくことを定めています。

◇第2項

本項は、議会や市長等が、市民のまちづくりへの参画を促すため、参画に係る各種制度等の内容や参画手法を分かり易く周知すること等により、参画意識を高めることや、多様な参画機会を創出することを努力義務として定めています。

現行においてもパブリック・コメントや市政モニター、審議会等、さらにはタウンミーティング、各種ワークショップ、懇談会など、多様な参画機会が設けられていますが、より参画し易い制度としていくことや新たな機会の創出について検討していくことも必要です。

◇第3項

本項は、市男女共同参画推進条例（※）や同条例を根拠に男女共同参画の推進に関する施策を総合的・計画的に推進するために策定している「市男女共同参画推進プラン」に基づき、市民等や議会、市長等が男女平等の意識づくりに努めるとともに、そうした意識のもとあらゆる場面において男女共同参画に係る取組を推進していくことについて定めています。

※市男女共同参画推進条例（抄）

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定め、同施策を総合的かつ計画的に推進することにより、男女の人権が尊重され、豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(コミュニティ及び協働)

第 12 条 市民は、コミュニティ（居住する地域、関心又は目的を共にし、自主的に形成される組織及び集団をいう。以下同じ。）の活動を尊重するとともに、積極的な参画に努めるものとする。

2 市民、議会及び市長等は、コミュニティへの参画意識の高揚に努めるものとする。

3 市民及び市長等は、コミュニティの活動への関わりを通じ、市長が別に定める協働に関する指針等に基づき、協働（それぞれの立場を信頼、尊重し、特性を活かし必要に応じて補いながら、それぞれの力を結集し、公共的な課題の解決又は目標の実現に向けて取り組むことをいう。以下同じ。）を推進するものとする。

4 市民及び市長等は、前項の規定により相互に協働の意識を高めるとともに、協働の機会の創出に努めるものとする。

5 議会及び市長等は、地域におけるコミュニティの活性化を図るため、地域の実情を踏まえ、地域のことを市民が自ら考えて実行できる仕組みについて検討するものとする。

【趣旨】

本条は、「コミュニティ」を自治による自主自立のまちづくりを進めていく上で重要な役割を担う位置付けとし、コミュニティへの市民や議会、市長等の関わりや協働のあり方について定めるものです。

【解説】

◇第 1 項

本項は、コミュニティの定義を明らかにした上で、地域課題をはじめとした公共的な課題を解決するため、市民がその活動を尊重し、積極的に参画するよう努めることを定めています。

コミュニティとは、具体的には町内会や婦人会、子供会、PTA、消防団、NPO法人、ボランティア団体など、公共的な活動を行う多種多様な組織及び集団を指しており、反社会的であったり偏った特定の思想・信条を有する組織及び集団を除くものです。

地域コミュニティの希薄化への対応や市民ニーズの多様化・高度化に対応できるテーマコミュニティが重要となっている中において、市民の主体的な参画のもと、こうしたコミュニティの活性化を図っていくことが求められます。

◇第 2 項

本項は、前項で定める様々なコミュニティに市民が積極的に参画することにより、自治の当事者としての意識が醸成されることを期待し、市民や議会、市長等が様々な機会を通じて参画意識の高揚を図っていくことについて定めています。

◇第 3 項

「市長が別に定める協働に関する指針」とは、平成 26 年 4 月に策定した「市市民協働推進指針（※）」を指しています。

本項は、その指針中で示している協働の考え方を踏まえ、市民や市長等が、第1項で定めるコミュニティの活動の中において、協働により取り組んでいくことについて定めています。

※市市民協働推進指針（抄）

○市民協働の考え方

市民公益活動団体と行政が協働する際には、お互いが尊重すべき5つの基本的な考え方があります。これらをお互いにしっかりと理解した上で協働事業に取り組む必要があります。

（1）目的共有

市民協働による公共的な課題の解決に向けた取り組みは、まず、その目的が何であるかを双方が理解・共有した上で取り組む必要があります。このことにより、その効果・利益が不特定多数の市民に幅広く享受されます。

（2）活動への信頼・尊重

行政は、市民公益活動団体の自主性を妨げないよう、その活動に対して「信頼」「尊重」の気持ちを持つ必要があります。そうすることで、柔軟性や先駆性、専門性といった市民公益活動団体の強みを活かした事業を展開することができます。

（3）市民と行政の協力体制

自立して独自の事業を実施できる市民公益活動団体が多く育つことは、きめ細かな公共サービスの提供という点で地域社会にとっては望まれます。市民公益活動団体と行政はお互いに依存し合うのではなく、それぞれが特性を活かし、より良い協力体制を築くことが必要です。

（4）相互理解

相手の本質を十分理解し、尊重することは、より良い協働事業を進めるために大変重要なことです。相手に対する不平・不満や一方的な要求のみでは、良好な関係を築くことはできません。それぞれ異なった主体が、力を結集して相乗効果を生み出すためには、率直な意見交換を重ね、お互いに理解を深めながら信頼関係を構築していくことが重要です。

（5）情報の公開

協働する場合は、両者の関係が公開された状態であることが必要です。また、情報公開は、そのプロセスや成果などの説明責任を果たすことにもなり、信頼関係の構築という観点からも大変重要です。例えば、行政が協働の相手方を公募などにより選定する場合には、事業内容や団体の選定基準などの基本的な事項が公開され、条件を満たせばどの団体も参入の機会が得られる状態にしておくことが大切です。

◇第4項

先行事例として、本市では平成26年度より協働による地域の課題解決と、より幅広い協働の実践につなげていくため「行政提案型協働モデル事業」を展開しているところです。

本項は、市民や市長等が協働の意識を高め合いながら、そうした協働の機会や環境を整えていくことを定めています。

◇第5項

地域コミュニティにおいては、様々な分野で地域の役割が期待されている一方で、その構成する住民の減少や担い手不足が顕在化している地域がある現況にあります。

他の自治体においては、そうした課題を解決すべく、地方自治法に規定する地域自治区（※）や独自の住民自治協議会といった「地域内分権」の仕組みをつくり、地域と行政の役割分担の明確化、再構築を図りながら、地域コミュニティの活性化を図っている事例が見受けられるところです。

本項は、そうした先行事例を踏まえながら、地域のことを市民が自ら考えて実行できる仕組みづくりについて検討していく必要性について定めています。

※地方自治法（抄）

（地域自治区の設置）

第202条の4 市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。

2 地域自治区に事務所を置くものとし、事務所の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。

3 地域自治区の事務所の長は、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもつて充てる。

(市民意見の公募)

第13条 市長等は、条例並びに第16条第1項に規定する総合計画及び行政の各分野における計画（次項において「条例等」という。）の案の策定に当たり、必要な事項を公表し、市民等の多様な意見の提出を広く求めるよう努めるものとする。

2 市長等は、前項の規定により提出された意見を検討し、条例等の案を決定するとともに、当該提出された意見に対する市長等の考え方を公表するものとする。

3 市長等は、前2項に定める市民意見の公募について、その周知に努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、市民意見の公募に関し必要な事項は、別に定める。

【趣旨】

本条は、参画の一つの手法として市民意見の公募（パブリック・コメント）を行うことについて定めるものです。

【解説】

◇第1項

本項は、市長等が条例や行政の各分野における各種計画の案の策定にあたり、その策定前に市民へ必要な事項を公表し、多様な意見を広く求めることに努めることを定めています。

◇第2項

本項は、市長等が第1項の規定により提出された意見について十分に検討した上で案を決定するとともに、提出された意見に対する市長等の考え方を公表することを定めています。

◇第3項

本項は、当該市民意見公募に係る制度の周知はもとより、第1項で規定した条例等の案に係る必要事項の公表に当たり、市民が把握できるよう、「市政だより」や「市ホームページ」等の様々な媒体を用いて周知することに努める旨、定めています。

◇第4項

前各項で規定する手続き等の具体の事項については別に定めるものとして定めています。現行においては、「市民意見公募（パブリック・コメント）の実施に関する要綱」がこれにあたります。

(市民の意見等への対応)

第 14 条 議会及び市長等は、前条に定めるもののほか、市民の意見、要望等を把握するための機会の創出に努めるものとする。

2 議会及び市長等は、前項の意見、要望等に対して誠実に対応するものとする。

【趣旨】

本条は、前条で定めた市民意見の公募（パブリック・コメント）によらない意見や要望等への対応について定めるものです。

【解説】

◇第 1 項

議会や市長等は、現行においても「市長への手紙」、「市長への提案ポスト」、「ふれあいの日」、「対話集会」、「市政モニター」や議会による「市民との意見交換会」等、市民の意見や要望等に係る様々な広聴機会を設けているところです。真に開かれた市政運営を実現するため、そうした機会をより利用しやすくしていくことや新たな機会の創出を検討していくことについて定めています。

◇第 2 項

本項は、市民より出された意見や要望等について、真摯に受け止め、市の考え方について迅速に回答すること、さらには市政運営の改善に生かすといった対応をすべきことについて定めています。

(審議会等への参画)

- 第 15 条 市長等は、市民の意見を市政に反映させるため、市長等が設置する審議会等への市民からの公募による委員の参画に努めるものとする。**
- 2 市長等は、審議会等への市民の参画について周知するとともに、前項の公募に当たり、様々な立場の市民が参画できるよう努めるものとする。**
- 3 前 2 項に定めるもののほか、審議会等への市民の参画に関し必要な事項は、別に定める。**

【趣旨】

本条は、法令の定めにより設置する審議会等のいわゆる「附属機関」について、その構成員としての市民の参画に係る考え方を定めるものです。

【解説】

◇第 1 項

審議会等とは、市民や学識経験者、関係団体の代表者などから構成され、市の事業について必要な審査、審議又は調査等を行うため、地方自治法(※)に基づき法律や条例により設置される機関を指します。

本項は、市長等が市民の市政への参画機会を保障し、その意見を反映させる機会を確保するため、審議会等への公募市民の参画を努力義務として定めています。

※地方自治法 (抄)

第 138 条の 4

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

◇第 2 項

本項は、多くの市民の多様な意見を審議会等における議論に反映させる観点から、審議会等への参画について、本市で定めている「附属機関の運営及び委員構成に係る基準」や「附属機関の委員公募に関する取扱要領」に基づき、市政だよりへの掲載や掲示場(各庁舎・各市民センター)への掲示等により積極的に周知し、加えて年齢構成や男女比、在任期間等に配慮して、様々な立場の市民の参画とするよう定めています。

◇第 3 項

本市では「附属機関の運営及び委員構成に係る基準」を定め、公募市民の積極的な登用を図ることとし、その割合が 40%以上となるよう努めることや、女性の割合を原則として 30%以上とすること、会議や会議録を原則として公開すること等について定めています。

(総合計画)

第16条 市長は、市政の総合的かつ計画的な運営を図るための中長期的な計画の基本理念、基本目標、政策、施策等を体系的に示した基本構想及び基本計画等を内容とする総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するものとする。

2 市の政策、施策及び事務事業は、総合計画に基づくことを基本とする。

3 市長は、総合計画を策定するに当たっては、市民の意向を反映した内容とするため、その策定過程において市民の参画の機会を設けるよう努めるものとする。

4 市長は、基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止に当たっては、議会の議決を経るものとする。

【趣旨】

本条は、総合的かつ計画的な市政運営を行っていくために策定する総合計画について定めるものです。

【解説】

◇第1項

平成23年の地方自治法の改正により、総合計画の基本部分である基本構想の議決規定が削除され、策定自体が各自治体の判断に委ねられることになりました。

本項は、総合的で長期的、継続的な視点に立ったまちづくりを進めていくためには、総合計画が必要であるという認識に立ち、本市のまちづくりの基本を定める本条例中に、総合計画の策定を義務として定めています。

【参考】用語解説

□基本構想

本市の将来に向けたまちづくりの基本的な方向性を示すもの。

□基本計画

基本構想に基づき進める市政運営にあたっての政策、施策の体系等を明らかにするもの。

◇第2項

本項は、市がまちづくりを進める上で掲げる政策や施策、それらを実現するための事務事業が、総合計画に基づくことを基本とすることを定めています。

◇第3項

本項は、総合計画を市民の意向を踏まえた内容とするため、その策定過程において附属機関である総合計画審議会をはじめ、各種ワークショップやアンケート等、市民参画の機会を設けることを定めています。

◇第4項

本項は、総合計画中の基本構想及び基本計画の策定や変更、廃止について、議会の議決を要件とする旨を定めています。

(行政評価)

第 17 条 市長は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、行政評価により総合計画の進行管理を行うものとする。

2 市長は、前項の行政評価の結果に基づき、事務事業の改善及び見直しを図るとともに、当該行政評価の結果を分かりやすく公表するものとする。

3 市長は、第 1 項の行政評価を行うに当たっては、その客観性、信頼性及び公平性を確保するため、第三者による評価の手法を取り入れるものとする。

【趣旨】

本条は、前条の総合計画に掲げた目標の実現に向け、計画に位置付けた政策の着実な推進を図るため、社会経済情勢や市民意向等を踏まえながら妥当性や効率性、有効性等の観点から、必要な取組等について評価を行う行政評価について定めるものです。

【解説】

◇第 1 項

本項は、総合計画の着実な推進を図るため、行政評価によりその進行管理を行うことを定めています。

◇第 2 項

本項は、全ての施策等を対象に行政評価を行い、その結果を踏まえ施策の目的を達成するための事務事業の改善・見直しを図り、また、説明責任を果たすことや意思形成過程の見える化を図る観点から、その結果を公表することを定めています。

◇第 3 項

本項は、行政評価をより適切に行い総合計画の進行管理を行うため、市民の視点や専門的な知見から客観的に施策等に対する評価を行う外部評価について定めています。

(財政運営)

第 18 条 市長は、最少の経費で最大の効果を挙げる市政運営を図るため、中長期的な視点により、健全な財政運営を行うものとする。

2 市長は、総合計画及び行政評価を踏まえた予算編成及びその執行に努めるものとする。

3 市長は、財政状況を分かりやすく公表するものとする。

【趣旨】

本条は、自立した市政運営の基礎となる健全な財政運営やその透明性を確保するための基本的な事項について定めるものです。

【解説】

◇第 1 項

財政とは、国や地方公共団体などが、行政活動や公共政策の遂行のために行う、資金の調達・管理・支出及び財産の管理運営のことです。財政運営は、民主的に適正に行われる必要があることから、議会の議決を経た予算により管理されます。

本項は、市長が、地方自治法（※）において定める最少の経費で最大の効果を挙げる市政運営を実現するため、「中期財政見通し」や「公債費負担適正化計画」等により、中長期的な視点に立った計画的な財政運営を行っていくことを定めています。

※地方自治法（抄）

第 2 条第 14 項 地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

◇第 2 項

本項は、市長が総合計画で掲げた目標等を実現するための政策・施策について、その進行管理を行う行政評価の結果を踏まえ事務事業の検証や見直しを行い、選択と集中の観点から予算編成・執行を行うといった一連のプロセスにより、効果的・効率的な財政運営を行っていくことを定めています。

◇第 3 項

本項は、市長が地方自治法（※）や同法に基づく市財政状況説明書公表に関する条例（※）、さらには地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）（※）により、健全化判断比率といった指標を含む財政状況について、財政運営の透明性を確保する観点から分かり易く作成し公表することを定めています。

※地方自治法（抄）

（財政状況の公表等）

第 243 条の 3 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。

※市財政状況説明書公表に関する条例（抄）

第 1 条 地方自治法第 243 条の 3 第 1 項の規定に基づく本市財政状況説明書は、毎年 3 月末現在及び 9 月末現在の 2 回これを公表する。但し財政上重要な変動があるときは、その都度これを公表する。

※財政健全化法（抄）

（健全化判断比率の公表等）

第3条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

（危機管理）

第19条 市長等は、市民等の生活の平穩を守るため、災害等の危機に的確に対応するための体制を整備するとともに、その体制が機能するよう周知を図るものとする。

2 市民等は、災害等の発生時において、自らの安全の確保を図るとともに、相互に協力して災害等への対処に努めるものとする。

3 市民等、議会及び市長等は、危機管理の意識の高揚に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市民等の生活の平穩を守るため、災害等の危機に関する市民等や議会、市長等の役割を明らかにするため定めるものです。

【解説】

◇第1項

本項は、市長等が災害等の不測の事態に備え、市の「地域防災計画」や「水防計画」、「国民保護計画」に基づき所要の体制を整備するとともに、災害等の発生時においてその体制が機能するよう、日頃から市民等へ周知を図ることを定めています。

◇第2項

本項は、大規模な災害等が発生した非常時においては、行政だけでは対処できない事態となることも想定されることから、日頃から市民等一人ひとりが自助・共助といった意識を持ち、実践していくことについて定めています。

◇第3項

本項は、市民等や議会、市長等が、自ら又は相互に平時より機を捉え危機管理意識の高揚を図っていくことを定めています。

(国、他の自治体等との連携及び協力)

第20条 市は、国、他の自治体及び関係団体との適切な役割分担のもと、単独では対処できない課題、共通する課題及び広域的課題を解決するため、相互の連携協力を努めるものとする。

【趣旨】

本条は、社会経済情勢の変化や市民ニーズの多様化・高度化、行政課題の広域化などにより、自治体単独では対応が難しい課題が増加している中で、国や他の自治体等との連携を図り、課題解決に向けて相互に協力することについて定めるものです。

【解説】

本条における「他の自治体及び関係団体」とは、福島県や会津地方の自治体、姉妹都市や親善交流都市等のゆかりの自治体のほか、会津大学や地方公共団体で組織する一部事務組合、各種協議会等の任意団体などを指しています。

地方分権改革に伴い、国や福島県と本市との関係性が「上下・主従」から「対等・協力」の関係となった今日、国や福島県等との適切な役割分担や連携協力のもと、地方自治の本旨である団体自治の確立を図りながら、災害発生時の対応や広域施策の展開等の各種対応を図っていくことが必要です。

(条例の検証)

第21条 市民、議会及び市長等は、この条例の内容について、社会経済情勢の変化等を勘案し、適宜検証するものとする。

2 市長は、前項の検証の結果を勘案し、必要があると認めるときは、所要の措置を講じるものとする。

3 市長は、前項の措置を講じるに当たっては、市民の意見を反映するよう適切な措置を講じるものとする。

4 市長は、前3項の規定による検証等の結果について公表するものとする。

【趣旨】

本条は、本条例の実効性を確保することに加え、形骸化しないよう、まちづくりの主体がそれぞれの立場・視点より社会経済情勢の変化等を踏まえ検証を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ本条例の改正等の措置を講じることを定めるものです。

【解説】

◇第1項

本項は、社会経済情勢の変化等に応じ、自治のあり方もそれに対応していくことが必要であることから、本条例の規定内容が十分に機能しているかどうか、まちづくりの主体が適宜検証していくことについて定めています。

◇第2項

本条例は、自治のあり方の変化に柔軟に対応する「育てる条例」としての性質を有しています。

本項は、前項の検証の結果を踏まえ、必要に応じて本条例の改正や関連制度を構築する等により、本条例の実効性を確保し「生ける条例」としていくことについて定めています。

◇第3項

「適切な措置」の具体的な手法については、本条例の趣旨や経過を踏まえ、附属機関の設置等、市民の意見が十分に反映される手法を用いるよう配慮する必要があります。

◇第4項

本項は、市長が説明責任を果たす観点から、前3項で定める条例の検証や見直しを行った場合、いずれもその結果を公表することを定めています。

会津若松市自治基本条例 逐条解説

(平成 28 年 8 月発行)

会津若松市 企画政策部 企画調整課

〒965-8601 福島県会津若松市東栄町 3-46

TEL0242-39-1201/FAX0242-39-1400

Eメール : kikaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp